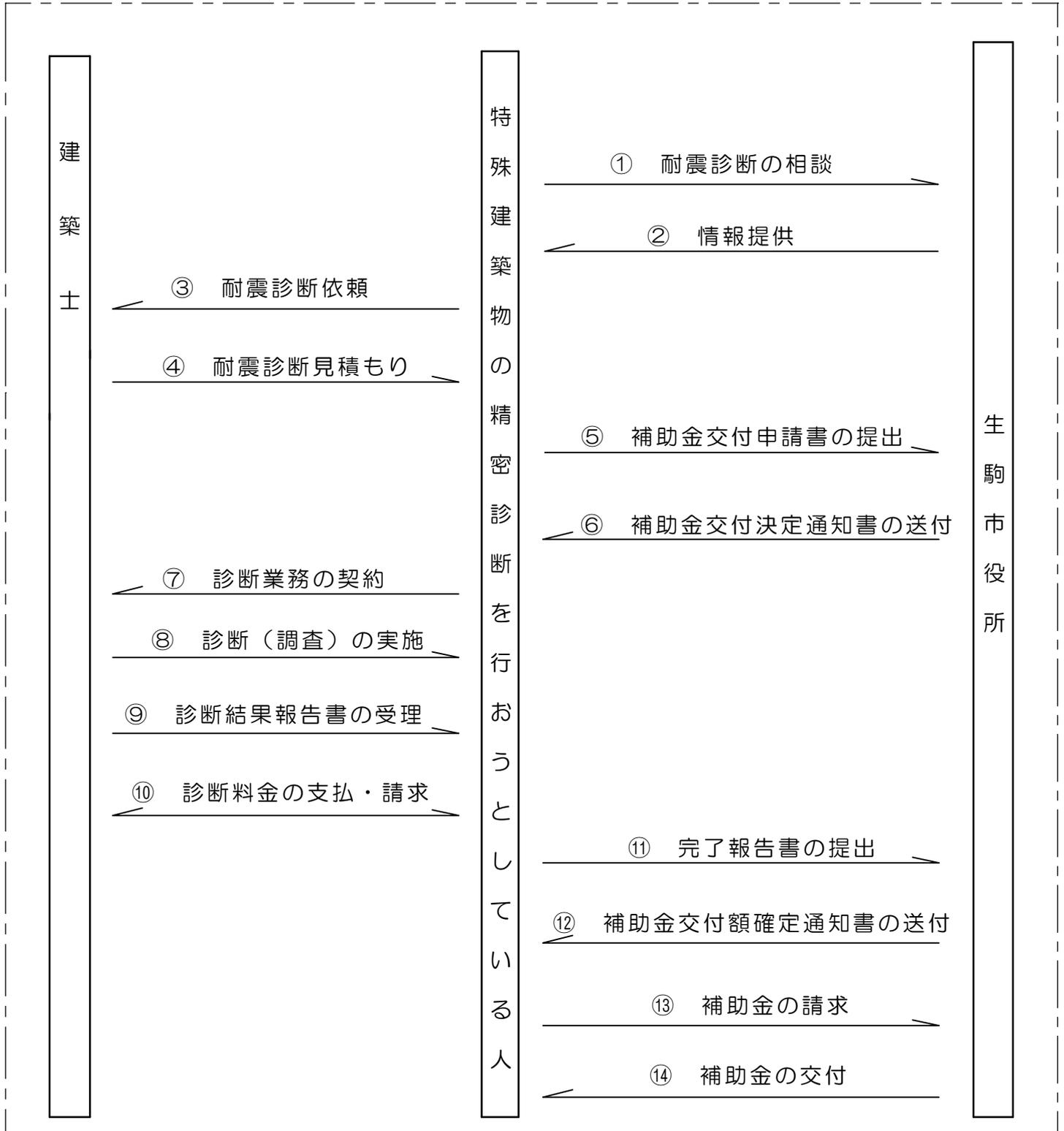


生駒市特殊建築物等耐震診断補助制度の手続きの流れ



- ①・② 耐震診断の補助を受けようとする人は、建築課窓口で事前相談を受けてください。
- ③～④ 建築士などに見積もりを依頼してください。
- ⑤～⑥ 特殊建築物等耐震診断補助金申請書を建築課に提出してください。
審査を行い補助金の交付が決まれば、補助金交付決定通知書を送付します。
- ⑦～⑩ 耐震診断の契約を結び、耐震診断を行ってください。耐震診断終了後、診断結果報告書を、必ず受け取り、料金の支払いをしてください。
- ⑪～⑭ 耐震診断が終わったら、報告書の写しを添えて診断結果報告書を提出してください。
審査を行い、補助金確定通知書を送付しますので、請求書を提出してください。
その後、指定口座に入金します。